

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 52 年 12 月までの期間及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月から 52 年 12 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、国民年金保険料を欠かさず納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 5 月に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立期間①については、申立人が申立期間の保険料を納付していたとする金融機関は当時開設されており、保険料を納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さはない。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が、申立人の 20 歳到達日より前の昭和 50 年 6 月 1 日と記載されており、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がみられる。

加えて、申立期間②については、当該期間は 12 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで  
私は、自宅近くの郵便局及び金融機関で国民年金保険料を全て納付していた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和58年6月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった。

さらに、申立人は、「自宅近くの郵便局及び金融機関で保険料を納付していた。」としているところ、申立人が申立期間当時居住していた市においては、当時、郵便局では現年度保険料の収納を扱っておらず、過年度保険料の納付のみが可能であったことなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月1日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件15件(別添一覧表参照)

## 別添一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
23180	男		昭和48年生		25万円
23181	男		昭和50年生		25万円
23182	男		昭和44年生		45万円
23183	男		昭和47年生		50万円
23184	男		昭和47年生		25万円
23185	男		昭和54年生		45万円
23186	男		昭和51年生		45万円
23187	女		昭和52年生		35万円
23188	男		昭和51年生		50万円
23189	男		昭和55年生		45万円
23190	女		昭和59年生		20万円
23191	男		昭和50年生		45万円
23192	男		昭和49年生		45万円
23193	男		昭和52年生		45万円
23194	男		昭和52年生		40万円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を、平成9年10月から10年2月までは38万円、同年3月は44万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成10年5月30日であると認められることから、申立期間②の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から10年4月30日まで  
② 平成10年4月30日から同年5月30日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額より低い額で記録されており、また、申立期間②については、勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社における申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成9年10月から10年2月までは38万円、同年3月は44万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月9日の後の同年7月15日付けで、遡って、いずれも9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本から役員でなかったことが確認できる上、同僚は「申立人は、A社で医療機器の販売、修理及び教育研修を担当していた。社会保険の事務は行っていなかった。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業

所でなくなった後に、申立期間①の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年10月から10年2月までは38万円、同年3月は44万円に訂正することが必要である。

- 2 A社は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日について、当初、平成10年5月1日となっていたところ、その後、同年6月9日に訂正されている。

そして、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年6月9日の後の同年7月15日付けで、遡って同年4月30日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、雇用保険の加入記録及びA社が加入していたB健康保険組合の記録から、平成10年5月29日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人のA社における資格喪失に係る処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日及びB健康保険組合における資格喪失日である平成10年5月30日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成10年3月の標準報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月21日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった役員カード及び辞令発行簿の写しから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年11月21日に同社B出張所から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の手続に誤りはなく、保険料も納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月21日から同年9月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、同社には昭和30年3月16日から平成8年7月31日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった申立人に係る人事カードの記録から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に継続して勤務し（昭和37年9月1日に同社C工場からD本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成3年4月1日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、平成2年8月及び同年9月は41万円、同年10月から3年3月までは44万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月頃から2年6月1日まで  
② 平成2年8月31日から3年4月1日まで  
③ 平成3年4月1日から同年9月20日頃まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、継続して同社及びB社で申立期間②及び③において貴金属の加工作業を行っていたことは確かなので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は平成2年6月1日から3年3月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は平成3年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日以降の同年4月8日付けで、申立人の当初記録されていた2年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、遡って資格喪失日を同年8月31日と記録されていることが確認できる上、多数の従業員についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社が適用事業所ではなくなった日以降も法人として存続していることが確認できることから、同社は同日以降も適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、上記遡及処理日において同社の取締役であったことは確認できない上、「A社において、健康器具とか歯に使用

する貴金属の加工及び金箔作りを行っていた。」と供述していることから、申立人は当該遡及処理に関与していないことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である平成3年4月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記訂正前のオンライン記録から、平成2年8月及び同年9月は41万円、同年10月から3年3月までは44万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主からは照会に対する回答が無く、申立人の当該期間における勤務実態、社会保険の取扱い及び保険料控除について確認できない。

また、オンライン記録により、当該期間及び申立人が被保険者資格を有している期間（平成2年6月1日から同年8月31日まで）にA社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者は15人であり、その全員に同社における申立人の勤務状況について照会したところ、3人から回答があり、いずれの者も「申立人を知らない。」と回答しており、申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録によると、平成2年6月1日から3年3月31日までと記録されており、オンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主からは照会に対する回答が無く、申立人の当該期間における業務内容、勤務形態、社会保険の加入要件及び保険料控除について確認できない。

また、オンライン記録により、当該期間にB社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者は15人であり、その全員に同社における申立人の勤務状況について照会したところ、3人から回答があり、いずれの者も「申立人を知らない。」と回答しており、当該期間における申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、B社に係る商業登記簿謄本の目的欄によると、同社はコンピューター関連事業に特化していることが確認できるところ、上記回答のあった3人の従業員は、自身の業務内容について、一人は「出向しコンピューターソフトの修理を行っていた。」、また、一人は「プログラマーであった。」、残りの一人は「ソフトの開発用スタッフ育成であった。」と回答している。

これに対し、申立人は自身の業務について、「健康器具とか歯に使用する貴金属の

加工及び金箔作りを担当していた。」と主張しており、上記3人と業務内容が異なっていることから、申立人と同様の業務内容の者が当該期間において被保険者としての加入資格を有していたか否かは確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間③のうち、昭和57年8月31日から58年5月6日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月6日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間②及び申立期間③のうち、昭和57年8月31日から58年5月6日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、56年10月から57年9月までは30万円、同年10月から58年4月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月1日から54年10月1日まで  
② 昭和56年10月1日から57年8月31日まで  
③ 昭和57年8月31日から58年7月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与と相違している。当該期間は、平均約50万円から80万円の月収であったので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、昭和57年8月31日以降も同社に継続して勤務していたので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和58年2月28日）の後の昭和58年5月6日付けで、申立人を含む複数の従業員の被保険者資格喪失日が遡って57年8月31日と記録されていることが確認できる。

また、当初、申立人の標準報酬月額は昭和56年10月から57年9月までは30万円、同年10月からは28万円と記録されていたところ、58年5月6日付けで、56年10月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間②及び申立期間③のうち、昭和 57 年 8 月 31 日から 58 年 5 月 6 日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、52 年 6 月 1 日から平成 6 年 1 月 25 日まで A 社又は B 社 C 支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記訂正処理前の記録から、A 社は厚生年金保険の適用事業所でなくなった日においても、適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の A 社における資格喪失日及び標準報酬月額を遡って訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である昭和 58 年 5 月 6 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和 56 年 10 月から 57 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 58 年 4 月までは 28 万円とすることが必要である。

一方、申立人は、当該期間について、約 80 万円の月収があり、標準報酬月額が実際の給与と相違していると主張しているが、上記被保険者名簿において、申立人と同様に、A 社から B 社 C 支店に異動していることが確認できる従業員 8 人に給与明細書等の有無を確認したところ、当該期間当時の給与明細書等を所持している者はおらず、申立人の主張する報酬額及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当該期間の報酬額や厚生年金保険料の控除等を確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③のうち、昭和 58 年 5 月 6 日から同年 7 月 21 日までの期間について、上記のとおり、申立人が A 社又は B 社 C 支店に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該期間については、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、B 社 C 支店に係る事業所別被保険者名簿によると、同社同支店は昭和 58 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、当該期間において、両社とも適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社及び B 社 C 支店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、保険料の控除等は確認できず、両社において申立人と同様の記録となっている元従業員に当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料について照会したが、当該資料を得ることはできなかった。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が昭和 58 年 5 月 6 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間①について、申立人は、平均約 50 万円の月収があったので、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与と相違していると主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、申立人の報酬額及び保険料控除額を確認できない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額について、昭和 52 年 6 月から同年 9 月までは 9 万 8,000 円、同年 10 月から 53 年 9 月までは 14 万 2,000 円、同年 10 月から 54 年 9 月までは 17 万円、同年 10 月以降は 32 万円と記録されており、不自然な訂正等は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した昭和 52 年 6 月前後に被保険者となっていることが確認できる従業員 13 人に照会したところ、7 人から回答があったが、当該期間当時の給与明細書等を所持している者はおらず、申立人に係る保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①の報酬額や厚生年金保険料の控除等を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月1日は30万円、16年7月5日は28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年7月

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給料支払明細書(賞与)を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書(賞与)により、申立人は、申立期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の賞与支払年月日については、申立期間当時、A事業所の委託先であった税理士事務所から提出された源泉徴収簿及び給料手当個別元帳から、平成15年12月1日、16年7月5日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給料支払明細書(賞与)において確認できる保険料控除額から、平成15年12月1日は30万円、16年7月5日は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡している上、当時の社会保険事務担当者は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月1日は36万円、16年7月5日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年7月

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給料支払明細書(賞与)を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書(賞与)により、申立人は、申立期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の賞与支払年月日については、申立期間当時、A事業所の委託先であった税理士事務所から提出された源泉徴収簿及び給料手当個別元帳から、平成15年12月1日、16年7月5日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給料支払明細書(賞与)において確認できる保険料控除額から、平成15年12月1日は36万円、16年7月5日は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡している上、当時の社会保険事務担当者は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和33年9月から36年3月31日まで現場採用の事務係として勤務し、同年4月1日から同社本社の見習社員として採用され、申立期間を含んで継続勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人及びA社B本店から提出された「個人基本情報人事カードA・B」、「人事記録I」並びに国民健康保険組合の加入記録から、申立人が同社本社に昭和36年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社本社において厚生年金保険の資格を取得している従業員に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、申立人と同様に現場採用から本社採用となった従業員が3人確認でき、そのうちの一人は、昭和36年4月1日に現場採用から本社採用へ切り替わり、同社本社に入社と同時に厚生年金保険に加入した旨回答している。

なお、上記従業員に係る厚生年金保険の加入記録をみると、現場採用から本社採用へ切り替わり、A社本社に入社したときに厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、A社B本店の担当者は、「当社に記録されているデータによると、申立人は、昭和36年4月1日入社から平成7年10月27日退職までの34年7か月間、正社員として当社に在籍しており、また、入社時の人事記録の職歴欄には、当社に昭和33年9月から36年3月まで現場事務として勤務していたことが記録されていることから、現場

採用から正社員に登用された経緯が証明できると思う。当時の給与担当者にミスがあり、同年4月及び同年5月について、厚生年金保険の未加入期間が生じてしまった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和36年6月の上記被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和29年3月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月30日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に転勤はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職員原簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和29年3月30日に同社本店から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和29年4月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月15日は32万円、16年12月16日は33万円、17年7月11日は32万円、同年12月12日は43万円、20年12月11日は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日  
② 平成16年12月16日  
③ 平成17年7月11日  
④ 平成17年12月12日  
⑤ 平成20年12月11日

A事務所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与支払明細書により、申立人は、申立期間にA事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年12月15日は32万円、16年12月16日は33万円、17年7月11日は32万円、同年12月12日は43万円、20年12月11日は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月1日から同年4月1日まで

ねんきん特別便を見て、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間に異動はあったものの、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る辞令及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年2月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主がA社C支店における申立人に係る資格取得日について、昭和40年2月1日とすべきところを同年4月1日と誤って届出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年9月5日まで  
平成23年に同級生からA社B工場における厚生年金保険の記録があることを聞いた。年金事務所に期間照会をしたところ、当該期間は、脱退手当金の支給記録があることが分かった。しかし、私は、申立期間に厚生年金保険に加入していたことをそのときまで知らなかった。申立期間の脱退手当金については、請求及び受給した覚えが無いので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和22年9月5日前後の各3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす14名について、厚生年金保険被保険者台帳により脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人を含め4名と少なく、また、申立人に係る脱退手当金は、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の23年6月5日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて申立期間に係る脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、申立人を除く上記台帳に脱退手当金の支給記録がある3名については、オンライン記録を確認したところ、オンライン記録自体が無いことから、社会保険事務所（当時）において、脱退手当金の支給に関する記録の管理が適切に行われていたとは認め難い。

さらに、申立人は、「申立期間当時は10代と若く、厚生年金保険に関心が無かったこともあり、A社B工場において被保険者となっていると思っておらず、最近になって初めて同社において被保険者となっていることを知った。」としており、また、これについては、申立期間の被保険者記録が、申立人が60歳又は65歳になったときの年金裁

定請求の際にも、申立人の被保険者記録として統合されず、平成 23 年になって統合されていることから裏付けられることから、申立人が脱退手当金の請求をしたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料及び昭和63年5月から平成3年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで  
私の父は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、最初の1か月は国民年金の定額保険料のみを納付し、2か月目からは定額保険料及び付加保険料を郵便局で納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親は、「子供の将来のことを考え、申立人が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、最初の1か月は定額保険料のみを納付し、2か月目からは定額保険料及び付加保険料を納付した。」としているが、オンライン記録では申立期間は国民年金に加入していない期間として記録されており、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の父親が所持する申立人の年金手帳には、「被保険者となった日」として当初、昭和63年\*月\*日と記載されていたが、平成6年2月2日付けで資格取得日（昭和63年\*月\*日）及び資格喪失日（平成元年4月1日）が取り消されていることがオンライン記録で確認できることから、当該期間は未納期間から国民年金に加入していない期間に変更された期間であるとともに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された3年5月頃の時点では、申立期間のうち元年4月から3年3月までの期間は国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、昭和63年4月から平成元年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の父親は、上記の手帳記号番号が記載された年金手帳以外に別の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳

記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から8年3月まで

私の母は、私が平成6年\*月に20歳となったことから、私の国民年金の加入手続を行い、学生期間の国民年金保険料を私が就職するまで納付してくれた。また、私は、大学在学中に母から月額1万円の保険料を年払いにより金融機関又は郵便局で納付していたことを聞いたことがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が平成6年\*月に20歳となったことから、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。」としているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は7年1月頃に払い出されており、国民年金の加入時期が申立人の説明と相違している。

また、オンライン記録によれば、申立期間後の平成10年3月5日に納付書が作成されたことが確認でき、申立期間のうち8年2月及び同年3月の保険料は未納であったものと推認され、6年1月から8年1月までの期間は当該納付書の作成時点では、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとする申立人の母親から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月29日から44年8月25日まで  
② 昭和48年2月26日から50年7月27日まで  
③ 昭和57年4月1日から平成2年8月11日まで

A社でB職として勤務していた申立期間①、C社でD職として勤務していた申立期間②及びE社が経営するF事業所でD職として勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①から③までも間違いなく勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人は、申立期間①について、A社にB職として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同社は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人の上司は、「A社は、当時厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かった。」と供述している。

そして、申立人及び申立人の上司は、A社は飲食店であったと供述していることから、申立期間①当時、同社は厚生年金保険の強制適用事業所でなかったことがうかがえる。

また、A社の所在地を管轄する法務局に同社に係る商業登記の記録が無く、同社の代表者を特定できないことから、申立人が名前を記憶しており、連絡先の判明した上司に、申立人のA社における勤務状況等について照会したところ、同人は、申立人を記憶していないため、申立人のA社における勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②について、C社にD職として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社は申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は、同社は飲食店であったと供述していることから、当時、同社は、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったことがうかがえる。

また、C社の所在地を管轄する法務局に同社に係る商業登記の記録が無く、同社の代表者を特定できないところ、申立人は、同社における経営者及び複数の同僚の氏名を記憶しているものの、当該同僚の連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の同社における勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立人は、申立期間③について、E社が経営するF事業所にD職として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、E社は、申立期間③当時の人事記録、給与関係等の資料は保管しておらず、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除については分からないとしている上、当時は、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、入社後一定期間を経過した者を対象として、加入を希望した者だけを加入させていたとし、加入しなかった者の給与から保険料を控除することは無かったと回答している。

また、E社から社会保険事務の受託していた経営労務管理事務所は、申立期間③当時は、従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入資格のある者で希望者だけを加入させていたと思うと回答している。

さらに、申立期間③において、E社で厚生年金保険の加入記録がある従業員で連絡先が判明した32人のうち12人から回答があり、6人は厚生年金保険の取扱いは不明としているものの、残りの6人は、申立期間③当時は厚生年金保険の加入は希望制であったと供述しており、申立人は、F事業所の複数店で勤務していたときの複数の同僚の姓を記憶しているものの、オンライン記録によると、これらの者が申立期間③において、E社において厚生年金保険被保険者となった記録が見当たらないことから、申立期間③当時は、全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間③に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与

与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から6年3月31日まで  
② 平成6年3月31日から同年4月1日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

また、A社には、申立期間②も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年4月から6年2月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年5月9日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間①及び当該減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

そして、A社の代表取締役であった申立人は、申立期間①当時、同社の経営状態は悪く、厚生年金保険料の滞納があり、何度か社会保険事務所（当時）に行き、支払を猶予してもらっていた旨供述している上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失している複数の従業員も、当時、同社の経営状況は悪く、給料の遅配があった旨供述している。

また、申立人は、申立期間①当時、A社の業務をB社（現在は、C社）に譲渡し、代表者印も預けたと供述しているが、C社は、営業譲渡はあったものの代表者印を預かったかどうかは分からないと回答しているところ、A社に係る商業登記簿謄本によ

ると、申立人は、平成7年2月9日付けで同社の清算人として登記されており、同社の清算手続を行った際は代表者印を使用したと供述していることから、それ以前も代表者印を使用できる立場であったと考えられ、6年5月9日付けの社会保険事務所における減額訂正処理に関しても、代表取締役として関与していたと考えるのが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自己に係る当該減額訂正処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が適用事業所でなくなった日の平成6年5月9日付けで、同年3月31日とする処理が行われている上、同社において被保険者であった28人の従業員についても同様の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、代表取締役として上記1と同様に、自己に係る当該資格喪失日の処理についても関与していたと考えるのが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自己に係る当該資格喪失日の処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月  
② 昭和 58 年 10 月

A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、「申立人が勤務していたか不明である。当時の厚生年金保険の加入条件は正社員のみで、加入時期は勤務が長続きするかを見極めるため、入社して約1か経過後だった。」と回答している。

また、A社において当該期間に被保険者資格を有していることが確認できる従業員4人のうち、所在が判明した3人に照会したところ、全員が、「申立人のことは覚えていない。厚生年金保険の加入時期は入社から1か月後だった。」と回答している。

さらに、A社に係るオンライン記録及び同社が加盟する健康保険組合からの回答によると、当該期間及び前後の期間において整理番号に欠番は無い。

加えて、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録によると、昭和56年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該期間当時のB社の事業主は、「申立人はB社で勤務していない。昭和56年5月頃従業員を解雇し、同年11月に会社の土地・建物を売却し廃業したことから、当該期間に会社は存在せず、従業員もいなかった。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月まで  
A 社 (現在は、B 社) の C 校に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
同社には、正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚及びA社における当時の従業員の回答から、期間は特定できないものの、申立人が、同社に正社員として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「申立期間に係る厚生年金保険の資格取得届及び資格喪失届を全て保管しており、申立期間に係る資格取得届を確認したところ、申立人の氏名が確認できないことから、申立人は当社において厚生年金保険に加入していない。」と回答しており、また、同社の担当者は、申立期間の保険料控除について、「当時の資料が無いことから分かりませんが、現在の保険料の取扱いとして、保険料の控除額と納付額の確認をしており、当時も同じような確認方法をとっていたと思われまますので、申立人の申立期間の保険料控除をしていたことは考えにくいと思われまます。」と供述している。

また、B社が保管している申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、健康保険被保険者証の番号(年金整理番号)を確認したところ、欠番は見当たらず、A社に係る事業所別被保険者名簿の内容と一致している。

さらに、申立期間当時の複数の従業員が供述する社会保険担当者に対して文書照会を行ったが、回答は得られず、申立人の申立期間における社会保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間当時の人事資料及び給与明細書等の厚生年金保険料の控除が確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月21日から同年9月20日まで

申立期間前に勤務していたA社の上司の紹介で、昭和36年3月21日からB社（現在は、C社）に勤務することになり、A社の就業時間中にB社の迎えの車で、D県から同社の作業所のあるE県のF工事の現場に移動し、同日から勤務した。しかし、平成22年に日本年金機構から届いた厚生年金保険の加入期間のお知らせには、B社に勤務した期間のうち、昭和36年3月21日から同年9月20日までの申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間には、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である昭和36年3月21日から同年9月20日までB社のF工事の現場に勤務していたと申し立てているところ、申立期間当時、当該F工事の現場で現場監督をしていた者は、申立人が当該F工事の現場で勤務していたことは覚えているが、いつから勤務していたかは記憶に無いとしていることから、期間は不明であるが、申立人が同社のF工事の現場で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社から提出のあったB社作成の「健保・厚生年金保険被保険者台帳」及び「失業保険被保険者台帳」においては、申立人のB社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和36年9月20日と記載されており、オンライン記録と一致し、当該資格取得日は、B社が届け出たものと認められる。

また、C社は、「厚生年金保険の資格取得届前の期間において、その保険料を控除することは無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月5日から39年3月1日まで  
ねんきん特別便を見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和39年9月18日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年3月の前後2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給要件を満たす15名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、12名について支給記録が確認できる上、当該支給記録のある者のうち2名は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年3月1日から約6か月半後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいくつか見られる。

さらに、申立人の申立期間後における13回の厚生年金保険被保険者期間は、いずれも申立期間とは別の被保険者記号番号で管理されている上、このうちの12回は、申立人が、申立期間の直後に厚生年金保険の被保険者となった期間と同一の記号番号で管理されていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えられるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。